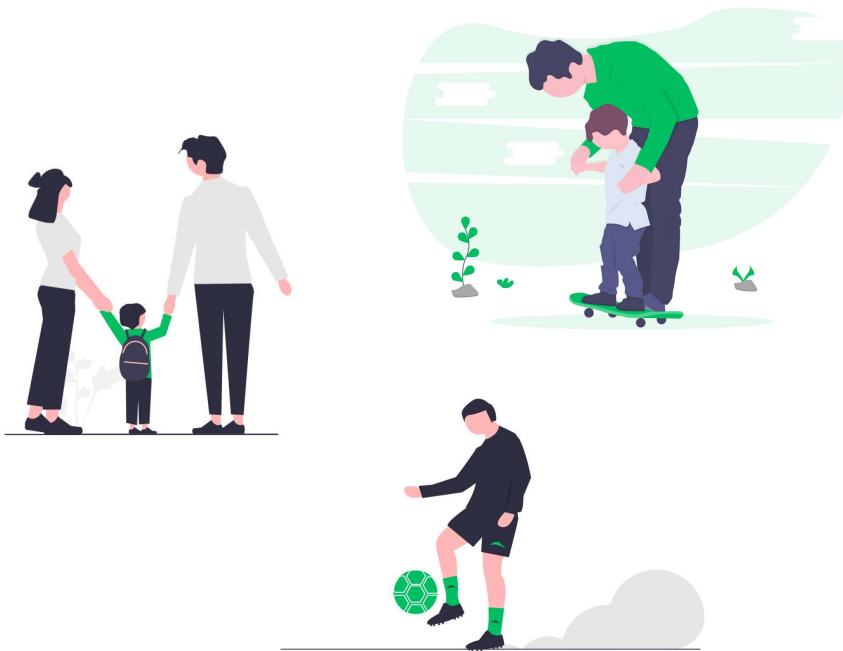


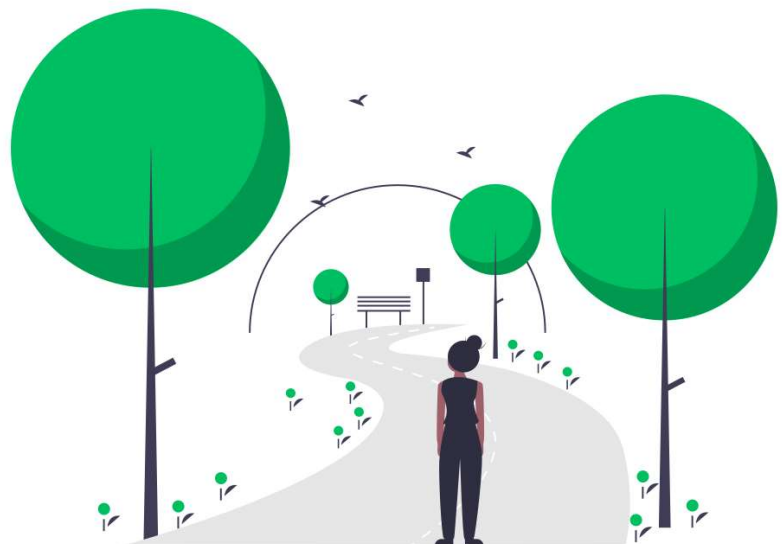
／ 公園のルール、みんなで話し合ってみませんか？ ／

特色ある公園づくり ハンドブック



CONTENTS

1. 特色ある公園づくりとは P1
2. 特色ある公園づくり **できること** P2
3. 特色ある公園づくり **フローチャート** P3
4. 特色ある公園づくり **各STEPの内容** P4
5. 特色ある公園づくり **取り組み例** P8
6. パイロット版の試行 P9



(1) 背景

公園は 多くの人ルールを守って利用している大切な場所 です

しかし、近隣の皆さんからは、声大きい、音が響くなど、改善を求める声 があります

今まで市は、トラブルなどを回避するために
禁止する事項を増やしてきました



結果的に、市内のあちこちで、あれもダメ、これもダメという
いわゆる 「ダメダメ公園」 が増えてしまいました

その一方で、子どもたちからは 「もっと自由に遊びたい！」
との意見 も寄せられており、その声にも応えていきたいと思えます

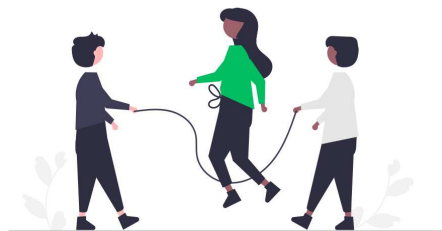
そこで、この二つの声を両立させるために、
皆さんで話し合っ、公園のルールを決めていく ことにしました

結果的に、地域ごとに違うルールになるかもしれませんが、
市役所が管理するだけの公園ではなく、
皆さん1人1人がかかわる特色ある公園づくり を進めていきます

(2) 目的

大きくは以下の3つだと考えています。

- ① 子どもたちが自由に遊べる公園など、
「特色ある公園」を増やしていくこと
- ② 利用者にとっても近隣住民の方にとっても
居心地のよい公園を増やしていくこと
- ③ 公園が市役所が管理するだけのものから
市民の皆さんで支えるものになっていくこと

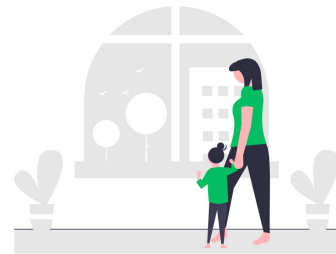


この取り組みでできることは、以下の2つだと考えています

- ① 1つの公園の使用ルールなどを見直すこと
- ② 一定の規模の地域にある複数の公園ごとにルールをつくること

※ ただし、以下の2つを条件とします

- ① 地域住民の意見を集約していること
- ② 地域住民が合意していること



CHECK

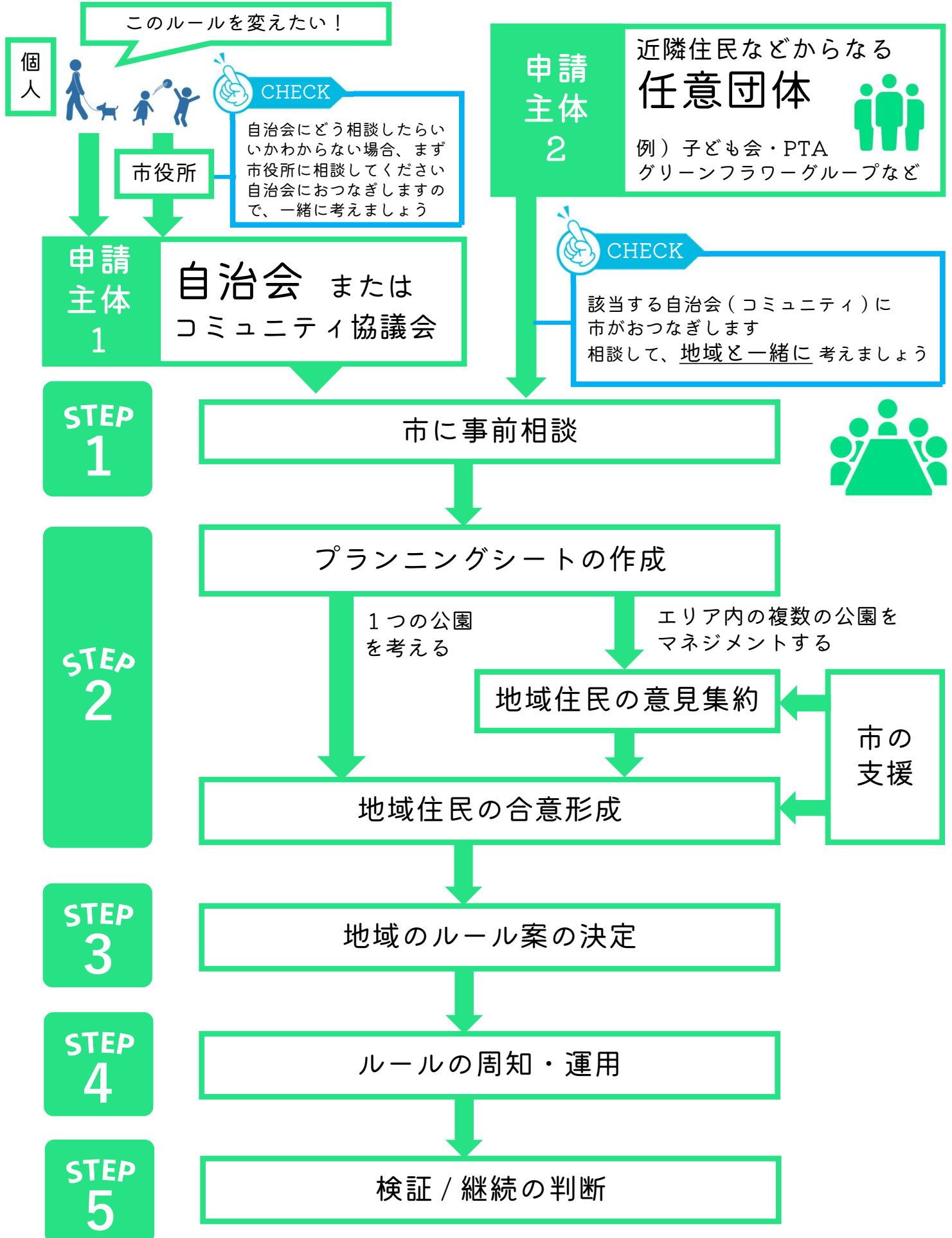
条例に禁止されていることはOKできません

川西市都市公園条例

(行為の禁止) 第5条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項及び法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又はとめておくこと。
- (8) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (9) その他規則で定める事項

特色ある公園づくり フローチャート



STEP
1

市に事前相談し、一緒に計画を立てましょう

(1) まず、市に事前相談しましょう

* 公園をどう変えたいか、どの公園で進めたいかなどを教えてください

申請主体 1 (コミュニティでもOK)

* 個人が自治会にどう相談したらいいかわからない場合は、
まず市役所に相談してください
自治会におつなぎしますので、一緒に考えましょう

申請主体 2

* 該当する自治会(コミュニティ)に市がおつなぎします
相談して、地域と一緒に考えましょう

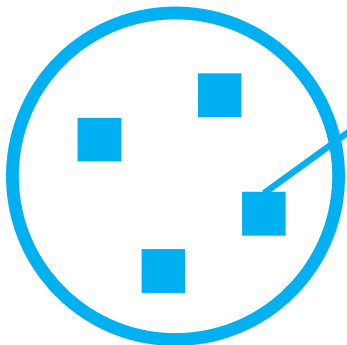
(2) やりたいこと、進め方やスケジュールを市と協議しながら、
プランニングシートを作りましょう

・考えられる課題は何か、それをどうクリアしたいと考えているか、
スケジュールを含めて一緒に考えましょう



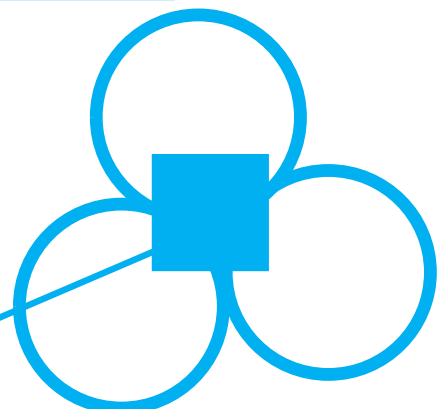
CHECK

申請する公園の考え方について



申請する自治会内の公園を
申請してください

複数の自治会にまたがる場合は、
コミュニティ、もしくは複数の自治会が
連名で申請することもできます



STEP 2

ルールを変えるための条件をクリアしましょう

★ 条件は、大きく2つあります



条件 1

意見集約

- ・ 会議やワークショップを通じて地域内の意見をまとめましょう

(例) ○○公園で_____のルールを変えたい
△△エリアを_____な公園にしたい など

- ・ 1つの公園の1つのルールを変えるだけでもかまいませんし、地区内の公園を特徴的にマネジメントするような取り組みも大歓迎です

↑ 自治会としての意見が既に決まっている場合は、会議・ワークショップをする必要はありません

条件 2

合意形成

- ・ 公園の周辺住民の合意を得ましょう
(例) 周辺住民に聞き取って反対意見がないことを確認した など
- ・ これまで公園の禁止事項は、地域内や公園の近隣にお住まいの方からの要望でルール化されています
そのため、ルールの改変については、地域内の合意形成が重要です。



CHECK

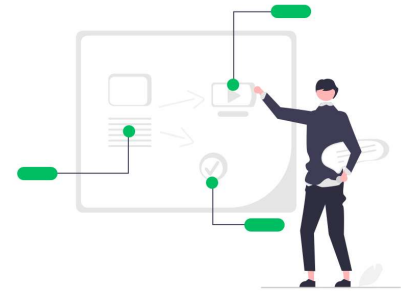
不十分だとすぐに禁止を求める声が上がってしまいます



条件をクリアするために、市がアドバイザーを派遣します

内容に応じて、選択してください

(意見集約ができている場合は不要です)



メニュー

意見集約のための会議やワークショップを開催したい場合、アドバイザーを派遣します

※ 複数の公園を全体的にマネジメントするものから
1つの公園に特化するものまで対応

※ 事前相談時に市と一緒に考えながら、トピック例(↓)
から必要なものを選んでください

(トピック例)

- イントロダクション (他市事例を学ぶ)
- 公園 / やってみたいことの洗い出し
- 現地での実践
(アンケートを取るなど、実地調査としての位置づけ)
- ルール改変する上での課題の洗い出し
- 周辺住民の合意形成の方法
- その他

STEP 3

地域のルール案を決定しましょう



(1) 地域のルール案の決定

- ・ 地域のルール案について要望書にまとめ市に提出しましょう
- ・ 課題解決に向けてどう進めたか、周辺住民の理解の状況などについて説明してください

(2) 市の役割

- ・ 取り組んだ内容に基づいてルール変更可能か判断します
- ・ 必要に応じて、例えばルール変更に即した看板の変更などハード整備も検討します
- ・ なお、フェンスなど施設の改良も伴う場合は予算も必要なので、すぐには変更できないケースもあります

STEP 4

改変したルールを周知、運用しましょう

- ・ 改変したルールなどを地域内に知らせましょう
- ・ 条件をクリアしたのに苦情が出たときは、市と一緒に対応してください

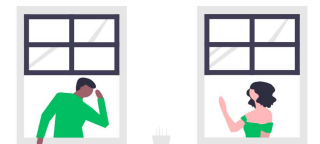


STEP 5

改変後、問題が無かったか市と一緒に検証しましょう

- ・ 一定期間（事前相談スケジュール作成時に決定）経過後、改変して問題なかったか、検証しましょう

POINT：苦情・要望は出ていないでしょうか



※ 検証して問題ないと判断できれば、継続してルールを変えたままでよいと結論づけ、一連の流れは終了となります



CHECK

参考に、想定される具体的な取り組み例を見てみましょう

1つの公園を考える場合

- ① 子どもたちが、A公園でキャッチボールができるようにしてほしいと思いました
- ② 自治会に相談して、市へ一緒に相談に行きました
- ③ 計画を立て、ボール遊びがOKになる日を1日だけ市に許可してもらい実際にやってみました
- ④ アンケートや近所に住む人たちの話を聞き、自治会内で会議をして、ずっとOKになるには課題があると分かりました
- ⑤ その課題をクリアするならルールを変えてもいいと周辺住民全員の了解をもらい、まとめた結果を市に伝えました
- ⑥ ルールを変えてもいいと市と協議できたので、自治会と市の連名で、A公園は「ボール遊びOK」という看板を立てました
- ⑦ 半年後、改めて自治会の方で周辺住民に聞き取りをしましたが、問題ないとの反応を得たので引き続きボール遊びができるようになりました

エリア内の複数の公園をマネジメントする場合

- ① □□自治会では地域内の公園を住民が有効的に使えるようにしたいと考えてきました
- ② 市へ相談に行き、地域内で話し合う際のアドバイザーを派遣してもらうことにしました
- ③ アドバイザーから他市の先進事例を聞いたり、どのような取り組みをしたいか、どの公園で行いたいかを住民を集めたワークショップを行いながら整理しました
- ④ いろいろな希望が出ましたが、自由に犬の散歩ができるエリア、マルシェができるエリア、ストリートライブができるエリアを設定しようと考え、各エリアに該当するB公園、C公園、D公園について、自治会役員や、賛同した住民と共に各公園の周辺住民にアンケートや、住民説明会を行いました
- ⑤ 周辺住民の了解を得られたので市と協議した上で、公園内にその旨の張り紙をして、3ヶ月間様子を見ることにしました
- ⑥ 3ヶ月後、再調査すると周辺住民は好意的で、引き続き賛同してくれたので継続して各エリアに特色のある取り組みができるようになりました

取り組み

01

【イントロダクション】 地元の呼びかけに集まった地域住民に向けて、
① 自治会役員による地域内公園の課題発表
② 大阪府大(当時) 武田准教授 による講演会
(テーマ：公園の理想的な使い方とは?)
を実施しました



取り組み

02

【ワークショップ I】 「この公園で〇〇したい、こんな公園にしたい」 について自由に話し合いました



取り組み

03

【ワークショップ II】 「公園で何をやってみたいか、どの公園ならそれができそうか」 について具体的に話し合いました

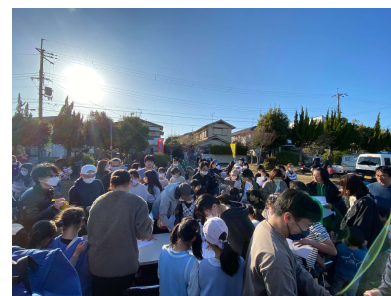


取り組み

04

【実践 I】 ワークショップ II で話し合った内容を、1日だけ実験的にOKとし、実際に現地でやってみました
(大和第1公園 / ボール遊び、焼き芋、花火)

たくさんのお子どもたちが遊びに来て、大人たちを含め300人以上の地域住民が集まりました
ただイベントとして実施するのではなく、来場者に向けて、このルールがOKになった場合の課題などについてアンケートをとりました



取り組み

05

【ワークショップ III】 ① 実践 I でとったアンケート内容と、実施後に自治会で公園の周辺住民のリアクションを調査し、地元住民が希望する公園と改変したいルールの組み合わせを改めて洗い出し、意見をまとめました
② また、その結果も踏まえ、ルールを改変することの具体的な課題や、ルール改変する公園内に具体的に掲示する内容を考えました

取り組み

06

【実施したワークショップをふまえて】
自治会は、要望として改めて市に提出し、市は今までの取り組みもふまえてルール改変を試行することにしました
その後も、問題がないか地域でも確認しながら、継続してルール改変をしても問題ないか、様子を見ていきます



CHECK

地域住民への呼びかけについては、自治会広報や、大阪公立大学学生が作成したNews LetterなどによりPRを行ないました